

「商標行政法執行証拠規定」の意見募集に関する通知

中国共産党中央委員会及び国務院の知的財産権保護の強化に関する決定及び配置を実施し、商標行政法執行活動への指導を強化し、商標違法の事実を正確に特定し、証拠の収集、審査及び認定を規範化することをねらい、市場監督管理総局は国家知識産権局と共同で、「商標行政法執行証拠規定（意見募集案）」を起草し、ここに意見を募集する。意見募集期限は2024年9月18日である。以下の方法及び手段で意見を提出することができる：

1. 国家市場監督管理総局公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) ホームページの『互動』セクションの下にある『征集調査』にアクセスし、オンライン提出する
2. 電子メール jcsc@samr.gov.cn 電子メールの件名に「商標行政法執行証拠規定（意見募集案）提出意見」と明記すること。
3. 書簡 北京市海淀区馬甸東路9号 国家市場監督管理総局執法稽查局 〒100088 封筒に「商標行政法執行証拠規定（意見募集案）提出意見」と明記すること。

市場監督管理総局

2024年8月19日

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_275583fb35664df595acaf3c38cba102.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。